

# 情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会規程

令和2年4月1日制定

令和6年3月31日改正

令和7年3月31日改正

情報経営イノベーション専門職大学規程第3号

## (趣旨)

第1条 この規程は、情報経営イノベーション専門職大学学則（以下「学則」という。）第25条の規定に基づき、情報経営イノベーション専門職大学教育連携協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 協議会は、専門職大学設置基準(平成29年9月8日文科科学省令第33号)第11条第1項の定めるところにより、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する教員その他の職員：3名
- (2) 本学課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの：2名
- (3) 地方公共団体の職員、地域事業者による団体の関係者その他の地域の関係者：1名
- (4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業に実施において本学と協力する事業者：2名
- (5) 本学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

## (任期)

第3条 前条第2号から第5号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは直ちに後任を補充し、その者の任期は前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界と地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

## (会議)

第5条 協議会に議長を置き、第2条第1項から学長が指名する者をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に不在のときは、あらかじめ学長の指名する者が、その職務を代行する。
- 4 協議会は、過半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 協議会は、学長の諮問に基づき年2回の会議において検討を行い教育課程の改善や授業科目の開発に関する意見をまとめる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、協議会の承認を得て委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。